

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件			貸与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象となる大学	主な内容	貸与額等				
北海道	道	医師養成確保奨学金	10人	道内の大学	地域枠入学者に対し、6年以内の貸付	入学料授業料 月額12万円	医師免許取得後、知事が指定する医療機関及び臨床研修指定病院で9年間勤務（地域の医療機関）5年間、臨床研修指定病院での研修（4年間）したとき	○		
		医師養成確保奨学金	10人	×	将来、一定期間、道内の地域医療に従事することを確約する大学院生及び臨床研修医	月額20万円	貸付期間と同期間、知事が指定する医療機関で勤務したとき	○	対象者のその他は、大学院生、専門研修医	
北海道	せたな町	医療職等奨学金	制限なし	×	将来、町の職員として医師の業務に従事しようとする者	月額20万円以内	医師免許取得後、6年間、町職員として従事したとき	×		
		医師奨学金	若干名	×	臨床医学を専攻するもので、将来、町の職員として医療業務に従事しようとする者	月額10万円以内（大学生） 月額20万円以内（大学院生）	町の職員として、在職期間が修学資金の貸し付けを受けた期間に相当する期間。ただし、貸付期間が3年に満たない場合は3年とする。	×	対象者のその他は、大学院生	
北海道	上川町	医師奨学金	若干名	×	初期研修医を対象として、将来、町の職員として医療業務に従事しようとする者	月額20万円以内	町の職員として、在職期間が修学資金の貸し付けを受けた期間に相当する期間。ただし、貸付期間が3年に満たない場合は3年とする	×		
		医療職員養成奨学金	若干名	×	将来、町の職員又は町長が指定する町内の医療施設の職員として医療業務に従事しようとする者	月額5万円	卒業後、1年を経過する日までに免許を取得し、速やかに町の職員等として従事した期間が貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき	×		
北海道	猿払村	医療職員養成に伴う奨学金	1人	×	将来、村職員として医療業務に従事しようとする者	月額7万円以内（医学生） 月額13万円以内（大学院生・研修医）	村職員としての在職期間が貸付を受けた期間に相当する期間。ただし、「J」貸付を受けた期間が3年に満たない場合は3年とする。	×	対象者のその他は、大学院生	

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者となる		対象者の要件 主な内容	賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	初研その他医学研修医学生					
北海道	礼文町	医療技術者等修学資金貸付	若干名	○	○	将来、町において医師として業務に従事しようとする者	入学支度金20万円以内 教材購入資金80万円以内 月額10万円以内	医師免許取得後、5年以内に町において医師として業務に従事した期間が貸付を受けた期間に達したとき	×	対象者のその他は、医学を研究中の者
	利尻町	医療技術者等修学資金	若干名	○	○	将来、町内の医療機関等に勤務しようとする者	入学支度金20万円以内 教材購入資金80万円以内 月額10万円以内	臨床研修修了後1年以内に公的医療機関等の医師としての勤務期間が5年に達したとき	×	対象者のその他は、大学生
	士幌町	医師修学資金	1人	○	○	将来、士幌町国民健康保険病院の医師として勤務しようとする者	月額15万円以内	医師として3年以上在職したとき	×	対象者のその他は、大学生
	足寄町	医師等修学資金	若干名	○	-	将来、医師として町に勤務を志望する者	月額20万円以内	医師免許取得後12年以内に医師として町に通算して修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間に在職したとき	×	
	斜里町	医学修学貸付金	若干名	○	○	将来、医師として地域医療の業務に従事しようとする者	月額25万円	貸付を受けた期間の2倍に相当する期間を経過するまでの間に医師として、斜里町国民健康保険病院に従事したとき	○	対象者のその他は、大学生
	釧路市	保健医療従事者修学資金	2人	○	-	将来、市の医療機関に医師として従事しようとする者	月額10万円	卒業後、10年以内に、貸与期間、市の医療機関に医師として勤務したとき。ただし、免許取得後、3年目または4年目には勤務しななければならない。	×	
	別海町	奨学資金	制限なし	○	-	将来、町の医療機関に就職する意思のある者	月額15万円以内	町の医療機関に5年以上従事したとき	×	対象者のその他は、大学生

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者	対象となる大学	対象者の要件	主な内容	賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
青森	県・国保連	青森県国民健康保険団体連合会医師研修事業	<p><特別枠> 1年生5名程度</p> <p><一般枠> 1年生15名程度</p>	<p>初期研修医学生</p> <p>その他</p>	<p>弘前大学</p>	<p>原則として本県出身者としますが、大学が推薦する県外出身者も若干名対象とする。</p>	<p>特別枠…入学料(大学が定める額)、授業料(毎年度、大0万円程度)。なお、入学年度の4月分は10万円加算。一般枠…入学料(大学が定める額)、授業料(毎年度、大学が定める額)</p>	<p><特別枠> 卒業後、県が設置した「あおもり地域医療・医師支援機構」に属し、支援期間の1.5倍の年数、弘前大学医学部(附属病院を含む)又は県内の自治体医療機関に医師として勤務すること。(その半分の期間は県が指定する町村部等の中小医療機関。ただし、産科、小児科または麻酔科医として、県が指定する自治体病院に勤務する場合はこの限りではない。)</p> <p><一般枠> 卒業後、支援期間と同年数、弘前大学医学部(附属病院を含む)又は県内の自治体医療機関に医師として勤務すること。</p>	<p>ただし、青森県内の病院または自治体病院または弘前大学附属病院で臨床研修を行った場合は、義務期間として算定され、それ以外の場合は返還猶予となる。</p>		
青森	県	青森県医師修学資金	<p><学士枠> 3年生5名程度</p> <p>3名程度</p>	<p>他県の医学部及び医科大学</p>	<p>他県の医学部及び医科大学</p>	<p>原則として県内枠での合格者</p>	<p>入学料(1年次生のみ)…28万円2千円程度 奨学金…自宅通学者 月9万円程度、自宅外通学者 月15万円程度</p>	<p>卒業後、支援期間の1.5倍の年数を県内の病院、診療所、保健所等に医師として勤務すること。</p>	<p>ただし、青森県内の病院で臨床研修を行った場合は、義務期間として算定され、県外で臨床研修を行った場合は返還猶予となる。</p>		

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者		対象となる大学	対象者の要件 主要内容	賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	その他						
岩手県	県	岩手県医師研修奨学金貸付制度	10	○	—	岩手医科大学	<ul style="list-style-type: none"> 将来、県立及び市町村立等の医療機関の医師として業務に従事しようとする意思のある人 岩手医科大学医学部推薦入試「地域特別枠」に合格した人 	<ul style="list-style-type: none"> 年額420万円 入学一時金530万円 	<ul style="list-style-type: none"> 医師として2年間の臨床研修を行った後、県立及び市町村立等の公的医療機関で通常9年間勤務した場合 	×	
	岩手県医療局	医療局医師奨学金貸付制度	10名 (H19年度まで)	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 医系大学の学生及び大学院生で、将来、岩手県立病院の医師として業務に従事しようとする強い意思を持つ者 	<ul style="list-style-type: none"> 国公立大 月額20万円 私立大 月額30万円 を限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> 貸付けを受けた期間に相当する期間、県立病院で勤務すること。(H17年度以前に貸付を開始した者については、初期研修の期間も履行期間に算入する。) 	×	
	岩手県医療局	県立病院医師養成事業	5名	○	×	岩手医科大学	<ul style="list-style-type: none"> 将来、県立病院等に勤務を確約できる者 試験に合格した場合、入学を確約できる者等 	<ul style="list-style-type: none"> 大学を卒業するまでに要する費用の全額から国立大学の入学金及び授業料に相当する額 	<ul style="list-style-type: none"> 大学を卒業し、2年間の臨床研修後、県立病院等で9年間(小児科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科)を専攻した場合(7年間)勤務すること。 	×	
	岩手県国民健康保険団体連合会	市町村医師養成修学生制度	15	○	—	×	<ul style="list-style-type: none"> 将来、県立及び市町村立等の医療機関の医師として業務に従事しようとする意思のある人 全国の大学の医学部に入学(在籍)する人(出身地は問わない) 	<ul style="list-style-type: none"> 月額20万円 入学一時金760万円(私立大学入学者のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 医師として2年間の臨床研修を行った後、県立及び市町村立等の公的医療機関で通常6年間勤務した場合 ※小児科または産婦人科に従事した場合は、この期間を1年減じる(医学部1年次目から貸付を受けられた場合のみ)。 	×	
	田野畑村	田野畑村育英奨学金貸付	期定なし	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 医科、歯科その他村長が必要と認める大学等の在学者。 医師に限らず高校から大学等まで幅広く対象としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 入学金及び授業料(医科、歯科等の場合月額12万円以内) 	<ul style="list-style-type: none"> 村長が指定する職(別途規定)に医師として勤務し、勤務成績が良好で5年を経過したとき 	×	その他は医師以外の高校生、大学生等
	葛巻町	医師養成修成奨学金貸付	期定なし	○	—	×	<ul style="list-style-type: none"> 大学において医学を専攻する学生で、将来、国民健康保険葛巻病院において医療に従事しようとする者 	<ul style="list-style-type: none"> 入学一時金760万円(私立大に限る) 修学資金 30万円 	<ul style="list-style-type: none"> 貸付の期間の2/3に相当する期間に6年を加えた期間以内に、国民健康保険葛巻病院において、貸付の期間に相当する期間医療に従事したとき 	×	
	洋野町	洋野町医師養成奨学金貸付	期定なし	○	—	×	<ul style="list-style-type: none"> 町立病院等の業務に医師として従事しようとする者 	<ul style="list-style-type: none"> 入学一時金760万円(私立大に限る) 月額貸付月額20万円 	<ul style="list-style-type: none"> 町立病院等に通過して、奨学金の貸付期間に相当する期間在職したとき 	×	

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者		対象となる大学	対象者の要件 主な内容	賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				医学生	その他						
宮城県	県	宮城県奨学金等貸付金	10	○	○	×	将来、医師として宮城県内の自治体病院(診療所含む)で診療業務に従事する意欲のある者	大学生:月額20万円 大学院生:月額30万円 臨床研修医・専門研修医:月額20万円	貸付の2倍の年数内に、県が指定する自治体病院で貸付年数を勤務した場合(臨床研修期間含む)全額免除	×	対象者のその他は大学院生
				○	—	×	宮城県内に居住する者の子弟で平成20年4月に大学医学部に入学する者。将来栗原市病院及び診療所に医師として勤務する意思を持つ者。	修学一時金 760万円	医師免許取得後12年以内に、栗原市立病院及び診療所に3年間勤務すること	×	市の職員として採用
				○	—	地域枠15人 秋田大学 一般枠5人 : x	大学の医学を履修する課程に在学する者(高等学校を卒業見込みの若で当該課程への入学手続を終えたものを含む)であつて、将来県内の公的医療機関等において医師の業務に従事しようとする意思を有するもの	月額15万円及び入学料相当額28万2千円(1年生のみ)	・大学卒業後、1年6月以内に医師免許を取得し、その後、貸与期間の1.5倍に相当する期間(臨床研修期間を含む)、県内の公的医療機関等に勤務 ・返還免除要件となる勤務期間のうちの半分の期間(臨床研修期間を含む)を、知事が指定する公的医療機関等に勤務(この要件は、平成20年度以降の貸与開始者に限る。)	○ 秋田県(秋田県内)	
秋田県	男鹿みなど市民病院医師修学資金	2	○	—	×	県内の高校を卒業した医学生又は県外の高校を卒業した秋田大学の医学生で、将来、男鹿みなど市民病院において勤務する意思のある者(他の奨学金の貸与を受けていない者に限る。)	月額20万円及び入学相当額28万2千円	大学卒業後1年6月以内に医師となり、臨床研修終了後に、貸与の期間の1.5倍に相当する期間、男鹿みなど市民病院において医師として業務に従事したとき。	×		

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件		賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象となる大学	対象者 ○ 初期臨床研修医 ○ その他 ○ 医学部医学生				
	県	山形県医師会奨学金 与制度一地域医療従事者奨学金 与制度一地域医療従事者奨学金	制限なし	○	×	年額200万円	以下の要件を満たした場合 ①医師免許取得後、直ちに山形県内の公立病院等に勤務した場合において、その引き続き在職期間が貸与期間の1.5倍（7年に満たないときは7年）に達すること ②当該期間のうち、2分の1以上の期間は、人口5万人未満の市町村にある公立病院等に在職すること	○	
山形県	県	山形県医師会奨学金 与制度一特定診療科医師会奨学金	制限なし	○	×	年額200万円	以下の要件を満たした場合 ①医師免許取得後、直ちに山形県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院の特定診療科等に勤務した場合において、その引き続き在職期間が貸与期間の1.5倍（7年に満たないときは7年）に達すること ②当該期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は3年を超えないこと	○	
	県	山形県医師会奨学金 与制度一山形大学医学部奨学金	制限なし	○		年額100万円	以下の要件を満たした場合 ①医師免許取得後、直ちに山形県内の公立病院等に又は山形大学附属病院に勤務した場合において、その引き続き在職期間が貸与期間の1.5倍（7年に満たないときは7年）に達すること ②当該期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は3年を超えないこと	○	
最上町	最上町国民健康保険施設等人材育成奨学金	制限なし	○	×		年額200万円	卒業後、町内施設に勤務し引き続き7年を経過したとき	×	初期臨床研修修了後は町の職員として採用
	県	福島県へき地医療従事者奨学金 与制度	3	○	×	・月額235千円 ・入学金相当額（1年次の希望者のみ・100万円限度）	初期臨床研修後に貸与期間と同じ期間、県内のへき地診療所等に勤務したとき	×	
福島県	福島県立病院医師会奨学金 与制度	4	○	×		月額235千円	大学卒業後2年以内に医師となり、一定の要件の下、県立病院に修学資金の貸与期間と同じ期間医師として業務に従事したとき	×	

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件		主な内容	賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	対象となる大学					
福島県	県	福島県緊急医師確保奨学金制度	45	○	福島県立医科大学	平成20年度4月の医学部入学生等を対象として、将来、県が指定する医療機関に勤務する意思のある者	・第一種月額235千円 ・第二種月額100千円	初期臨床研修後に、第一種は貸与の期間の1.5倍、第二種は貸与期間と同期間に相当する期間、県が指定する医療機関において医師として業務に従事したとき	×	
	南相馬市	南相馬市立病院医師奨学金制度	2	○	×	大学の医学を履修する課程に在学し、将来市立病院に医師として勤務する医師のある者	月額235千円	大学卒業後2年以内に医師となり、かつ業務に従事したとき	×	
	いわき市	いわき市立病院医師奨学金制度	2	○	×	平成20年4月現在、医学部に在学しており、かつ、将来いわき市の市立病院に医師として勤務する意思のある者	月額235千円 貸与開始時の学年から大学を卒業するまでの間(留年等による延長の期間は除く)	大学を卒業後2年以内に医師となり、かつ次のいずれかの要件に該当する場合。 ①市立病院における通算の在職期間(休職、停職、育児、初期研修の期間を除く)が、奨学金の貸与年数に達したとき。 ②公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障により免職されたとき。	×	
茨城県	県	茨城県医師奨学金	10	○	×	県外大学医学部に在学中の県内出身者で、将来知事の指定する医師不足地域の医療機関等において勤務する意思のある者	月額10万円	貸与期間に相当する期間を知事の指定する医師不足地域内の医療機関等において医師として従事したとき	○	
栃木県	県	栃木県医師奨学金	5名程度	○	×	将来、県内の公的病院等において産科又は小児科の業務に従事しようとする医学生	入学金100万円(上限) 月額25万円	①初期臨床研修を栃木県内で実施 ②産科医又は小児科医として、県の指定する公的病院等に奨学金貸与年数の1.5倍の期間勤務(初期臨床研修期間を除く)の2つの条件を満たした場合	○	

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件		賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	対象となる大学				
群馬県	群馬県	群馬県医師確保研修修習資金	30	○	×	月額15万円	貸与の期間の1.5倍に相当する期間、県が指定する一定の医療機関において小児科医、産婦人科医または麻酔科医として、県が指定する一定の医療機関に就いて業務に従事したとき	○	対象者の要件として、特定の診療科を指定している。
				○	○				
埼玉県	邑楽館林医療組合	邑楽館林医療組合医師育成修習資金	4	○	×	月額15万円	貸与の期間の2倍に相当する期間、館林厚生病院に医師として業務に従事したとき	○	
				○	○				
埼玉県	秩父市	秩父市医学奨励金	1人程度	○	×	大学入学時1,000万円以内、大学生大学院生月額40万円以内 内研修医月額30万円以内	臨床研修又は大学院課程の修了後5年以内に秩父市立病院等に、貸与の期間の2倍に相当する期間勤務したとき	×	対象者のその他は大学院生
				○	○				
千葉県	小笠野町	小笠野町医学奨励金	概ね毎年1名	○	×	月額20万円(必要勤務期間を、貸付期間の1.5倍とする場合、月額30万円)	研修期間終了後、町長の指定する医療機関の業務に、修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間に従事したとき	×	対象者のその他は、海外の大学の医学部を卒業し、日本の医師国家試験を目指している者
				○	○				
千葉県	千葉県	自治体病院医師確保修習資金等貸付制度	10	○	×	月額20万円	知事が指定する自治体病院の特定診療科(内科・外科・小児科・産科)で、医師の業務に貸付期間に相当する期間に従事した場合	×	県内の臨床研修病院で研修を受けている初期臨床研修医、後期臨床研修医、初期臨床研修医、初期臨床研修医を修了した千葉大学大学院生で、将来知事が指定する自治体病院の特定診療科で医師の業務に従事する意思のある者
				○	○				
東京都	東京都	東京都医師奨励金	5	○	○	修学費：大学が定める納付金の額	貸与期間の2分の3に相当する期間、知事が指定する医療機関(小児、周産期、救急、へき地医療)に医師として従事したとき	○	

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件			賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	対象となる大学	主な内容				
新潟県	新潟県(財)新潟学振興会	新潟県医師養成修学資金(特定診療科枠)	重点コース3人	○	○	将来、新潟県内の地域医療を担おうとする気概と情熱に富んだ医学生(新潟県出身又は新潟県と一定のゆかりのある者)	重点コース30万円/月 一般コース5万円/月	○		
			一般コース52人	○	○					
富山県	県	富山県医学士等修学資金(特定診療科枠)	10	○	○	将来、県内において特定診療科(小児科、産科、麻酔科、救急、総合医)で診療従事する意思のある者	月額7万円入学時30万円	×	対象者の「その他」は大学院生	
			12	○	○	将来、県内公的病院において医師として勤務する意思のある者	月額4万円入学時30万円			
石川県	上市町	上市町医学士等修学資金(公的病院枠)	2	○	○	医学生で、医師免許取得後、かみいち総合病院に勤務する意思のある者	月額4万円入学時30万円	×	対象者のその他は大学院生かみいち総合病院勤務中は町の職員として採用	
			4	○	○	○小児科医・産科医・麻酔科医を目指す医学生5・6年生 ○臨床研修を修了した大学院生	年額240万円			
石川県	六水町	六水町医師修学資金	1	○	○	医学部の在学学生を対象として、将来、町が指定する医療機関において勤務する意思のある者	年額300万円	×		
				○	○					

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者		対象となる大学	対象者の要件 主要内容	貸与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	その他 医研修 学生 臨床 医						
石川県	能美市	能美市育英資金制度	5人程度	○	-	×	申請前年度に能美市に在住し、将来、能美市立病院に勤務する意思のある医学部入、在学者	月額15万円	臨床研修修了後、貸与期間の1.5倍に相当する期間、能美市立病院において医師として業務に従事した場合	×	臨床研修期間は義務年限の対象外であるが、県内での臨床研修を依頼
				○		×	次の要件を全て満たす者 ①大学の医学を履修する課程に在学していること。 ②将来、県内の公立病院等に医師として勤務しようとする意思があること。	月額5万円	次の要件を全て満たした場合 ①卒業後、2年以内に医師の免許を取得 ②医師免許取得後6年を経過するまでの間に3年以上の期間、山梨県内の公立病院等において医師の業務(臨床研修を含む)に従事	○	
山梨県	県	山梨県医師修学資金		○		山梨大学	次の要件を全て満たす者 ①山梨大学医学部医学科に在学していること。 ②将来、県内の特定公立病院等に医師として勤務しようとする意思があること。	月額13万円	次の要件を全て満たした場合 ①卒業後、2年以内に医師の免許を取得 ②医師免許取得後貸与期間の2分の5に相当するまでの間に、貸与期間の2分の3に相当する期間以上、山梨県内の特定公立病院等において医師の業務(臨床研修を含む)に従事	○	
				○		山梨大学大学院	次の要件を全て満たす者 ①山梨大学大学院の医学を履修する課程に在学していること。 ②医師免許を受けていること。 ③将来、県内の公立病院等に医師として勤務しようとする意思があること。	月額5万円	次の要件を全て満たした場合 修了又は退学後ただちに3年以上の期間、山梨県内の公立病院等において医師の業務(臨床研修を含む)に従事	○	山梨大学大学院生対象

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者		対象となる大学	対象者の要件		賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	その他		主な内容	賞与額等				
岐阜県	岐阜県	岐阜県医学部地域枠入学学生奨学金（第1種）	10	○	—	岐阜大学	岐阜大学医学部地域枠入学学生で、大学卒業後、一定期間県内の医療機関で業務に従事する意志のある者	入学相当額（入学時）、授業料相当額及び月額10万円	県内で臨床研修終了後、引き続き県内医療機関で、貸与期間の1.5倍に相当する期間を業務に従事し、うち3分の2に相当する期間を知事が指定する医療機関に勤務したとき	○		
		岐阜県医学部地域枠入学学生奨学金（第2種）	47	○	—	×	岐阜大学在学者又は他県の大学に在籍している県内出身者で、大学卒業後、一定期間県内の医療機関で業務に従事する意志のある者	月額10万円	県内で臨床研修終了後、引き続き県内医療機関で、貸与期間と同期間を業務に従事し、うち2分の1に相当する期間を知事が指定する医療機関に勤務したとき	○		
静岡県	下呂市	医師確保対策奨学金	0	○	○	×	将来医師として市立の医療機関において従事する意思がある者（医学部大学生、医学部大学院生、研修医）	入学時30万円 月額20万円	奨学金の貸与を受けた機関に相当する期間、指定医療機関に従事したとき	×		
		東濃圏域医学生奨学金	10	○	○	×	将来医師として東濃地域の指定医療機関において地域医療の業務に従事する意思がある者（医学部学生、医学部大学院生、研修医）	入学時100万円 月額30万円	奨学金の貸与を受けた機関に相当する期間、指定医療機関に従事したとき（特定の診療科の場合には貸与期間の3分の2）	×		
静岡県	掛川市	静岡県医学部奨学金	10	○	○	×	医学部の在学者を対象として、将来、県が指定する医療機関（県内公的医療機関等）において勤務する意思のある者	月額20万円	貸与の期間の1.5倍に相当する期間、県が指定する医療機関において医師として業務に従事したとき	×		対象者のその他は大学院生
		掛川市医学部奨学金貸付制度	6	○	—	×	医学部の在学者を対象として、将来、市が指定する医療機関において勤務する意思のある者	月額20万円	貸付の期間の1.5倍に相当する期間、市が指定する医療機関で医師として業務に従事したとき	×		初期臨床研修後は市の職員として採用
愛知県	愛知県	愛知県地域医療確保奨学金	8	○	—	名古屋大学 名古屋大学 藤田保健衛生大学 愛知医科大学	県内医学部の在学者を対象として、将来、県が指定する医療機関において勤務する意思のあるもの	1年生 月額17万5千円 2年から6年生 月額15万円	初期臨床研修期間を含み貸与の期間の1.5倍に相当する期間、県が指定する公的医療機関において医師として業務に従事したとき	○	愛知県内ならどの病院でも可能	
三重県	三重県	三重県医師奨学金	55名	○	—	×	医学部生を対象とし、将来県内救急告示病院等において勤務する意思のある者（初期臨床研修期間を含む）	1年以上 1,235,800	県内勤務医コース…10年間県内救急告示病院において業務に従事したとき へき地医療コース…（内科・外科）7年間へき地医療機関等において業務に従事したとき（小児科・産婦人科）6年間へき地医療機関等において業務に従事したとき	○		

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者		対象者の要件		貸与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	初その他 期研修医 学修生 医 生 医 他	対象となる 大学	主な内容				
滋賀県	県	滋賀県医学 生修学資金	3	○	-	×	医学部3年次の学生で将来知事の指定する県内の公立公的病院で小児科、産科、麻酔科に従事する意思のある者	180万円/年	卒業後5年間、県内の病院で臨床研修および小児科、産科または麻酔科の専門研修を受けるか業務に従事し、かつその5年間のうち4年目、5年目は知事の指定する公的病院で専門研修を受けるか業務に従事すること	○	
	県	滋賀県臨床 研修医研修 資金	3	-	○	×	県内の公立・公的病院または大学附属病院で初期臨床研修を受けている者で、初期臨床研修後、知事の指定する公立・公的病院の小児科・産科・麻酔科で勤務する意思のあるもの	180万円/年	臨床研修後、知事の指定する県内の公立・公的病院の小児科・産科・麻酔科で研修資金貸与期間と同じ期間勤務すること	○	
	県	滋賀県専門 研修医研修 資金	4	-	○	×	臨床研修終了後3年以内の医師で、県内の公立・公的病院または大学附属病院で専門研修を受けていて、専門研修後、知事の指定する県内の公立・公的病院の小児科・産科・麻酔科に勤務する意思のあるもの	240万円/年	専門研修後、知事の指定する県内の公立・公的病院の小児科・産科・麻酔科で研修資金の貸与期間と同じ期間勤務すること	○	
	県	（緊急医師 確保対象分 地域枠入学 制度）	5	○	-		国立大学法 人滋賀医科 大学	180万円/年	卒業後、知事が指定する県内公立・公的病院で奨学金貸与期間×1.5倍の間、勤務	○	
	滋賀 県	滋賀県国民 健康保険団 体連合会医 生修学資金	3	○	-	×	医学部の5年次の学生で理事長が指定する医療機関で臨床研修を行う意思を有する者	180万円/年	卒業後2年間理事長の指定する臨床研修病院で臨床研修を修了すること	○	
	滋賀 県	滋賀県国民 健康保険団 体連合会臨 床研修医研 修資金	6	-	○	×	理事長が指定した臨床研修病院で初期臨床研修をしている研修医で、初期臨床研修終了後、理事長が指定する医療機関で勤務すること	180万円/年	初期臨床研修後、理事長の指定する医療機関で貸付金の貸与期間と同じ期間勤務すること	○	

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件			奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	主な内容	対象となる大学			
				初期臨床研修医	その他	対象となる大学			
京都府	京都府	京都府地域医療確保奨学金	43	○	○	×	×	×	貸与相当期間 府が指定する医療機関において医師として業務に従事したとき
	福知山市	福知山市医師養成確保奨学金等	9	○	○	×	×	×	奨学金の貸与を受けた期間と同期間、市内の公的医療機関に勤務したとき
	舞鶴市	舞鶴市地域医療確保奨学金等貸付制度	10	○	○	×	×	×	貸与期間に相当する期間以上、市が定める公的病院等で医師として業務に従事したとき
	綾都市	財団法人綾都市医療公社貸付資金	5	○	○	×	×	×	貸与相当期間、綾都市立病院において医師業務に従事したとき
	宮津市	宮津市地域医療確保奨学金等貸付制度	1	○	○	×	×	×	1 返還免除の要件（条例第3条） (1) 地域医療機関のみに勤務 貸与相当期間、京都府立与謝の海病院又は市内の公的な医療機関で医師として勤務したとき。（常勤に限る） (2) 業務上の事由等による場合 ① 医師の業務に従事している期間中、業務上の事由により死亡したときや業務を継続することができなくなった場合には全部又は一部の返還を免除する。 ※ 京都府立与謝の海病院又は市内の公的な医療機関で貸与相当期間勤務するまでに、他の医療機関で3年を超えて勤務した場合は、奨学金等の返還が必らず。

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者		対象となる大学	対象者の要件 主な内容	賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				初期臨床研修医	その他						
京都府	京丹后市	京丹后市医療確保奨学金	若干名	○	○	×	次の者で市内医療機関において医師の業務に従事する意思を有する者。 1 専門研修を受けている医師 2 臨床研修を受けている医師 3 大学院で医学履修課程に在学する医師 4 大学で医学履修課程に在学する者 京都府地域医療確保奨学金等の賞付を受け、次のいずれかにか該当する者で、将来、町が定める地域医療機関において医師の業務に従事しようとする意思を有する者。 ア 専門研修を受けている医師(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了し、専門性の向上を図るための研修を受けている医師) イ 臨床研修を受けている医師(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師) ウ 大学院の医学履修する課程に在学する医師 エ 大学の医学履修する課程に在学する者 (ただし5年生・6年生)	月額20万円 ※特定診療科(小児科、産婦人科)は月額5万円加算	賞与期間に3年を加えた期間内に、市内医療機関において医師の業務に賞与相当期間従事した場合	×	対象者その他は専門研修を受けている医師、大学院に在学する医師
				○	○	×	1 返還免除の要件(条例第3条) (1) 地域医療機関のみ(勤務先)に勤務して勤務したとき。(常勤に限る) (2) 業務上の事由等による場合 医師の業務に従事している期間中、業務上の事由により死亡したときや業務を継続することができなくなつた場合には全部又は一部の返還を免除する。 ※ 町内の公的な医療機関で賞与相当期間勤務するまでに、他の医療機関で3年を超えて勤務した場合は、奨学金等の返還が必要です。	1 返還免除の要件(条例第3条) (1) 地域医療機関のみ(勤務先)に勤務して勤務したとき。(常勤に限る) (2) 業務上の事由等による場合 医師の業務に従事している期間中、業務上の事由により死亡したときや業務を継続することができなくなつた場合には全部又は一部の返還を免除する。 ※ 町内の公的な医療機関で賞与相当期間勤務するまでに、他の医療機関で3年を超えて勤務した場合は、奨学金等の返還が必要です。	×		
兵庫県	県	兵庫医科大学推薦入学制度	~H15 H17~ H21~ 3名 5名	○	—	兵庫医科大学	平成20年度4月の医学部入学生等を対象として、将来、県が指定する医療機関に勤務する意思のある者(初期臨床研修期間を含む)	入学料、授業料、実験実習費、施設備費、教育充実費	賞与の期間の1.5倍に相当する期間、県が指定する医療機関において医師として業務に従事したとき	○	県職員として採用
				○	—	神戸大学	医学部の在学を対象として、将来、県が指定する医療機関において勤務する意思のある者(初期臨床研修期間を含む)	入学料、授業料、生活費等	賞与の期間の1.5倍に相当する期間、県が指定する医療機関において医師として業務に従事したとき	○	県職員として採用

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件		賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象となる大学	主な内容				
奈良県	県	奈良県緊急医師確保奨学金	5	奈良県立医科大学	奈良県立医科大学が行う緊急医師確保特別入学試験(H20～)により入学した学生で、将来県が指定する医療機関(小児科、産婦人科、麻酔科又はへき地)に勤務することを希望する者	月額20万円、入学金相当額(県内生28.2万円、県外生80.2万円)	貸与期間の1.5倍に相当する期間、県が指定する医療機関等において、臨床研修及び医療に従事したとき	○	
	公立学校法人奈良県立医科大学	緊急医師確保特別入学制度	5	奈良県立医科大学	緊急医師確保対策に基づき増加した5名の定員について特別推薦入試により奈良県立医科大学に入学した者	-	-	×	
	公立学校法人奈良県立医科大学	地域枠入学制度	10以内	奈良県立医科大学	奈良県の出身者で奈良県立医科大学に地域枠で入学した者	-	-	×	
和歌山県	県	奈良県医師確保奨学金	5	×	将来県が指定する医療機関(小児科、産婦人科、麻酔科又はへき地)に勤務することを希望する者	月額20万円	貸与期間の1.5倍に相当する期間、知事の指定する医療機関等において、医療に従事したとき	×	
	県	和歌山県地域医療医師確保奨学金	5名	和歌山県立医科大学	県内のへき地の医療勤務しようとする者(地域医療枠入学者)	(1)自宅外から通学する者:月額20万円 (2)自宅から通学する者:月額15万円	医師免許取得後、引き続き県内の公的医療機関又は臨床研修指定病院(大学を含む)において医師の業務に従事した期間が貸与期間の1.5倍の期間に達し、かつ当該期間の2分の1以上の期間が、へき地の医療機関に勤務した期間であるとき。	○	
和歌山県	県	和歌山県医師確保奨学金	5名	○	大学生、研修医(臨床研修及び専門研修)、大学院生を対象に、将来県内の公的医療機関において小児科医、産科医、麻酔科医として従事する意欲のある者	月額20万円(但し、研修医、大学院生は月額15万円)	臨床研修又は専門研修若しくは大学院を修了後、指定医療機関において、勤務した期間が貸与期間の1.5倍の期間に達したとき。	×	

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件		賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考	
				対象者	主な内容					
鳥取県	鳥取県	鳥取県医師養成確保奨学金（地域枠）	5	○	鳥取大学 大学の医学を履修する課程に在学し、将来、鳥取県内で医師の業務に従事しようとする者（鳥取大学医学部地域枠入学者に限る）	月額12万円	卒業後2年以内に医師免許を取得し、初期研修終了後9年以内に6年以上県内の知事が指定する病院等で勤務したとき	×		
		鳥取県医師養成確保奨学金（一般貸付枠）	5	○	×	鳥取大学 大学の医学を履修する課程に在学し、将来、鳥取県内で医師の業務に従事しようとする者	月額10万円	卒業後2年以内に医師免許を取得し、初期研修終了後貸付期間の2倍に相当する期間（最大9年間）以内に貸付期間の1.5倍に相当する期間（最大6年間）以上を県内の知事が指定する病院等で勤務したとき	×	募集対象は新規入学者として いるが、編入学者も対象 としている。
		鳥取県緊急医師確保対策奨学金	5	○	鳥取大学 鳥取県に縁のある者で、鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学し、将来、知事が勤務を命じる病院等において医師の業務に従事しようとする者	月額15万円	卒業後2年以内に医師国家試験に合格し、その後9年間を県職員として知事が勤務を命じる病院等で勤務したとき	○	・募集は、鳥取大学医学部特別養成枠の受験前に行う。（入学後貸付を決定） ・初期研修は県内実施 ・卒業後の身分は県職員	
鳥根県	鳥根県	へき地医療奨学金	H17年度まで で制度終了	○	×	入学金：28万2千円 [大学生]年額10万円 [大学院生]年額15万円	臨床研修終了後又は大学院の課程を修了後、貸与期間の2倍の期間内に、知事が指定する県内指定医療機関において貸与期間と同期間勤務した場合	×	対象者のその他は、大学院生	
		医学生地域医療奨学金	20人	○	×	入学金：28万2千円 [大学生]年額10万円 [大学院生]年額15万円	大学又は大学院の課程を修了後、貸与期間の3倍の期間内に、知事が指定する県内指定医療機関において貸与期間と同期間勤務した場合	×	対象者のその他は、大学院生	
鳥根県	鳥根県	しまね医学生特別奨学金	3人	○	鳥根大学 鳥根大学医学部生（初回は、1～5年生）	年額150万円 連続する2年度で2回まで貸与可能	初期臨床研修終了後、知事が指定する県内の指定医療機関において引き続き6年間医師の業務に従事した場合	×		

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件		賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	対象となる大学				
	益田市	益田市へき地医療奨学金	枠は設けていないが1人程度	○ ○ ○ ○ ○	×	月額5万円	貸与の期間に相当する期間、市が指定する医療機関において医師として業務に従事した場合	×	
島根県	西ノ島町	西ノ島町奨学金貸与	予算の範囲内	○ - ○	×	月額25000円	医療に関する専門学校に進学した者で、医師、歯科医師または看護師免許取得後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上医療に従事した場合	×	医学生に限定されていない一般的な奨学金制度
	隠岐広域連合	隠岐広域連合医学研修生奨学金	1~2名	○ - ○	×	[大学生]年額10万円 [大学院生]年額15万円	貸与を終了した日の翌月から貸与期間の3倍に相当する期間を経過するまでの間に、隠岐広域連合立隠岐病院において貸与期間に相当する期間医師の業務に従事した場合	×	対象者のその他は、大学院生
広島県	広島県	広島県医師育成奨学金	4	○ - ○	×	月額20万円	貸与期間の2倍に相当する期間内に、貸与期間の1.5倍の期間(必要従事期間)、県が指定する医療機関に医師として従事し、かつ必要従事期間の1/2以上の期間、中山間地域等の公的医療機関又は知事が指定する診療科で医師として従事したとき	○	

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件		賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象となる大学	主な内容				
山口県	県	山口県医師 奨学金 [地域枠]	5	○	山口大学 山口大学医学部医学科推薦入学「地域枠」で入学した者	月額15万円	臨床研修後に貸付期間の1.5倍に相当する期間、県内の公的医療機関等において、医師として業務に従事したとき	×	
	県	山口県医師 奨学金 [全国枠]	5	○	卒業後、県内の公的医療機関等で小児科、産婦人科(産科)、麻酔科に従事する意思がある者で次の1又は2を満たすもの者 1 山口大学医学部の医学生 2 山口県内の高校を卒業した医学生	月額15万円	臨床研修後に貸付期間の1.5倍に相当する期間、県内の公的医療機関等において、小児科、産婦人科(産科)、麻酔科の医師として業務に従事したとき	×	
萩市		守永洋子・石川幸子大 学等奨学金	1	○	1 大学の医学部またはこれに相当する学部在学中の1年生で、将来医師としてはぎのへき地拠点病院又はへき地診療所で働く方 2 当該奨学生の保護者が萩市に引き続き5年以上住所を有していること。	年120万円	1 大学卒業後、2年以内に医師免許取得 2 免許取得後、直ちに2年間の臨床研修を行うこと。 3 臨床研修後、10年間のうち5年以上萩市のへき地医療拠点病院又はへき地診療所で医師としての業務に従事すること。	×	
徳島県	徳島県	医師修学資金 奨学金 [全国枠]	2	○	以下の2つの条件を満たす者 ①徳島大学医学部医学科に在学していること(出身都道府県は不問) ②将来、徳島県内の公的医療機関等において、医師として勤務しようとする意思がある者	入学金：28万2千円 授業料：月額53万5千800円 生活費：月額10万円	次の条件をすべて満たしたとき、全額免除 ①大学卒業日から1年6ヶ月以内に医師免許を取得すること ②医師免許取得後、直ちに知事が定める臨床研修病院で従事すること ③修学資金の貸与終了時点から、貸与期間の2倍に相当する期間を経過するまでに、徳島県内の公的医療機関等において、臨床研修期間も含め貸与期間の1.5倍の期間、医師の業務に従事すること	○	

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者の要件		対象となる大学	対象者	奨与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象となる大学	主な内容						
香川県	県	香川県医学士研修奨学金	4	○	将来、県内の公立病院等で一定期間医師の業務に従事する意思のある大学1～4年生	×	120千円/月	医師免許取得後直ちに初期研修(臨床研修)を修了し、引き続き、県内の公立病院等のうち知事が指定する医療機関で、貸与期間の1.5倍の期間勤務した場合	×		
愛媛県	県	へき地医療医師確保奨学金	2	○	原則医学部3年次から初期臨床研修期間を対象として、将来、県が指定する医療機関において勤務する意思のある者	×	大学在学期間：月額10万円 研究期間：月額10万円	貸与期間と同期間、県が指定する医療機関において医師として業務に従事したとき	×		
佐賀県	県	佐賀県医師修学資金等奨与制度	5人/年(新規)	○	・将来、県内の公的病院等で小児科医・産科医・救急科医・麻酔科医として勤務する意欲のある者。	×	1,228千円/年 ※入学生年は1,501千円/年	・貸与期間の1.5倍を県内の公的病院等の小児科・産科・救急科・麻酔科で勤務したとき。	○	対象者の「その他」は、大学院生・専門研修医。	
長崎県	県	長崎県医学士研修奨学金	新規6名程度	○	卒業後、離島・へき地の医療に就いて従事しようとする者	×	入学科・授業料 国立大学生：国立大学の定める額 国立大学以外：国立大学の標準額の1.1倍以内 生活費：月額7万円以内 図書購入費：年額20万円以内(専門課程以上)	貸与期間の2倍の期間(うち、離島・へき地に2分の1以上の期間)、県立医療機関等へ勤務した場合。また、専門課程(おおむね3年生以降)からの貸与者については、貸与期間の1.5倍の期間、県立医療機関等への勤務が必要。	○	卒業後、離島医療圏組合職員として採用	
長崎県	県	長崎県自治医科大学奨学金	新規5名程度	○	長崎県出身自治医科大学生	自治医科大学	月額7万円以内	自治医科大学の義務終了後に引き続き、貸与期間の1/2倍以上の期間、離島・へき地の医療機関等に勤務	○	卒業後、離島医療圏組合職員として採用	
長崎県	県	長崎県小児科・産科医師確保緊急対策資金	新規5名程度	○	将来、県内公的医療機関等の小児科・産科に勤務しようとする者、将来、知事が指定する病院等における医師の業務に従事しようとする者	×	月額20万円以内	貸与期間の1.5倍以上の期間、県内公的医療機関(小児科又は産婦人科)として勤務	○	対象者その他は後期研修医	
熊本県	熊本県	熊本県医師修学資金奨与制度	5	○	平成21年度以降、新たに医学部に入学した学生を対象として、将来、知事が指定する病院等における医師の業務に従事しようとする者	熊本大学	入学金、授業料、在学中の生活費相当額	貸与の期間の1.5倍に相当する期間、県が指定する医療機関において医師として業務に従事したとき	○		

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者		対象となる大学	対象者の要件 主な内容	賞与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
				対象者	その他 初期臨床研修医学生						
	県	大分県医師奨学金貸与制度（学士編入学地域枠）	3人以内	○	-	大分大学	<p>下記の全ての要件を満たした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大分大学医学部医学科に学士編入学地域枠により入学し、在学する者 ○将来、知事の指定する県内の病院又は診療所において医師の業種に従事しようとする者であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学科相当額 ○授業料相当額 ○生活費貸金月額15万円 	<p>下記のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師免許を受けた後、指定医療機関において従事した機関が、医師奨学金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき。 ○業務履行中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。 	○	
大分	県	大分県医師奨学金貸与制度（特別選抜（推薦）地域枠）	5人以内	○	-	大分大学	<p>下記の全ての要件を満たした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大分大学医学部医学科に特別選抜（推薦）地域枠により入学し、在学する者。 ○将来、知事の指定する県内の病院又は診療所において医師の業種に従事しようとする者であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学科相当額 ○授業料相当額 ○修学支援金5万円 	<p>下記のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師免許を受けた後、指定医療機関において従事した機関が、医師奨学金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき。 ○業務履行中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。 	○	
	中津市	中津市医学奨学金等貸付制度	2人	○	○	×	<p>医学部の在学生及び初期臨床研修医を対象として将来、市が指定する医療機関に勤務する意志のあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○月額15万円 ○修学一時金（上限1千万） 	<p>○貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に貸与期間と同期間、市が指定する医療機関において医師として業務に従事したとき。</p>	×	
宮崎県	県	宮崎県医師奨学金	4	○	-	×	<p>大学の医学部在籍学生で、将来、へき地や特定診療科（小児科、麻酔科、救命救急科）の医師として、県が指定する医療機関において業務に従事しようとする者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○月額10万円及び入学金相当額282千円 	<p>貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に、貸与を受けた期間と同じ期間、県が指定する医療機関で医師の業務に従事したとき</p>	×	

奨学金制度等の実施状況調査集計表（平成20年度）

都道府県	制度の実施主体	制度名	対象者数/年	対象者	対象となる大学	対象者の要件 主な内容	貸与額等	奨学金等の返還免除要件等	初期臨床研修を行う病院又は地域の指定の有無	備考
	鹿児島県	鹿児島県へき地勤務医師等奨学金	5	○ × ○ × ○ ×	国立大学 鹿児島大学 鹿児島大学	将来、鹿児島へき地の公的医療機関に医師として勤務しようとする以下の者 ①第1学年に入学する者 ②第5学年又は第6学年に在籍している者	①第1学年に入学する者につきは、6年間で計940万円 ②第5学年又は第6学年に在籍している者につきは年間90万円	大学卒業後2年以内に医師の免許を取得し、かつ、免許の取得後直ちに知事が定める病院が実施する臨床研修に従事し、引き続き ①第1学年に入学する者については3年間、 ②第5学年又は第6学年に在籍している者については、貸与を受けた期間に相当する期間へき地医療機関等において従事したとき。	○	
鹿児島県	薩摩川内市	薩摩川内市医療福祉従事者奨学金	1 ※1	○ ○ ○ × ○ ×	○ ×	医師免許を取得するため大学等に在学している学生等で、将来鹿児島地域の医療施設等の業務に従事する意思を有している者	月額15万円	免許取得後、鹿児島地域の医療機関等に貸与期間が6年未満の場合、3年間、6年以上の場合5年間勤務することで全額免除 ※本人の希望(市との協議が必要)により、免許取得後、他医療機関で3年以内の研修が行える。また、鹿児島地域に就業できない場合、市内医療機関への就業が可能で、この場合、免除対象となる義務従事期間を2分1換算する。	×	大学院生も対象としている。
	鹿児島県	地域医療従事者医師確保奨学金	17	○ - ○ - ○ -	○ ×	・県内の高校を卒業した者または父もしくは母が県内	1,070千円 授業料 530千円 生活費 540千円	大学を卒業し、県内の臨床研修指定病院で初期臨床研修を修了し、引き続き診療科の専門研修を3年以内で修了した後、直ちに指定医療機関に下記の期間勤務した場合。 貸与期間6年…4年勤務 " 5~4年…3年勤務 " 3年…2年勤務 " 2~1年…1年勤務	○	
沖縄県	県	指定診療科医師確保奨学金	4	○ - ○ - ○ -	○ ×	・県内大学の5~6年次の者・産科、脳神経外科、麻	1,370千円 授業料 530千円 生活費 840千円	大学を卒業し、県内の臨床研修指定病院で初期臨床研修を修了し、引き続き指定診療科の専門研修を3年以内で修了した後、直ちに指定医療機関に下記の期間勤務した場合。 貸与期間3年…3年勤務 " 2~1年…1年勤務	○	
	鹿児島県	特定診療科医師確保奨学金	2	- ○ - ○ - ○	○ ×	・主に県内大学の専門研修を受けている者・現に不	1,800千円 (研修費等)	規則で定める病院で専門研修修了後、直ちに指定医療機関に下記の期間勤務した場合。 貸与期間3年…3年勤務 " 2~1年…1年勤務	○	対象者のその他は後期臨床研修医



東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省

医 政 局

医事課

ひと、くらし、
みらいのために

郵便番号 100-8916
電話番号 03(5253)1111(大代表)

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

この封筒は再生紙を使用しています。